

保護者様

学校感染症のため、学校保健安全法施行規則に基づいてお子様の出席停止を指示いたします。治癒して登校する際は、担任から健康手帳を受け取って、一番最後のページにご記入の上、担任までご提出ください。医師の診断書は不要です。

《学校感染症の種類と出席停止期間》（学校保健安全法施行規則第18条・19条より）

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、ラッサ熱、クリミアコンゴ出血熱、マールブルク病、ペスト、痘そう、南米出血熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、SARS（重症急性呼吸器症候群）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

《インフルエンザ出席停止期間早見表》

発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで

※どちらかでは登校できません。両方の条件を満たしていないと登校は認められません。



発症した日（症状の現れた日）は0日目となります。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症	解熱☺	出停	出停	出停	出停	登校☺		
発症	発熱	解熱☺	出停	出停	出停	登校☺		
発症	発熱	発熱	解熱☺	出停	出停	登校☺		
発症	発熱	発熱	発熱	解熱☺	出停	出停	登校☺	
発症	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱☺	出停	出停	登校☺

～裏面に健康手帳の記入例があります～

《健康手帳記入例》

名前

病気を治しましょう

学年	病名	治療期間 (出校期間)	指示された事項 医療機関名	サインまたは印 保護者 学校
		年 月 日 ~ 年 月 日		

学年	病名	治療期間 (出校期間)	指示された事項 医療機関名	サインまたは印	
				保護者	学校
1	水痘	2年 1月10日 ~ 1月20日	全てかさぶたに なったら登校可 岩崎クリニック	印	
		年 月 日 ~ 年 月 日			
		年 月 日 ~ 年 月 日			
		年 月 日 ~ 年 月 日			
		年 月 日 ~ 年 月 日			
		年 月 日 ~ 年 月 日			

学校感染症

○ 次の学校感染症にかかったときは、流行を防ぐため、医師の診断をもとに、出席停止となります。また集団発生した場合は、学級閉鎖などの措置がとられることがあります。

	感染症名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 帯状疱疹 ヘルペス マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイ ルス属SARSコロナウイルスであるものに 限る。)及び鳥インフルエンザ(H5N1)	治療するまで
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) 百日咳	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した 後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
第二種	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性目下腺炎	目下腺 顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
第三種	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜 炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性 赤痢 腸チフス パラチフス その他の 感染症	感染のおそれなくなるまで

上記の【学校感染症】にかかった場合、
左側の表に病名等を記入し、
再登校時に担任に提出してください。

健康手帳は登校可能となった日に担任よりお渡しさせていただく場合もありますので、登校可能となった日に提出でなくても構いません。担任より健康手帳を受け取った後、速やかにご提出をお願いいたします。